

練馬区告示第 **463** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更し、同条第2項の規定により新たに道路となった部分の供用を開始する。

なお、その関係図面は、令和8年9月7日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年9月7日

練馬区長 吉 田 健 一

路線名	区 間	起 点 終 点	変更前 後の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	増 面 積 (平方メートル)
42-176	練馬区	田 柄 二 丁目 6287 番 22 地先	変更前	3.37 から 5.00	25.80	—
	練馬区	田 柄 二 丁目 6281 番 4 地先 まで	変更後	4.37 から 6.01	25.80	26.31

特別区道路線区域変更図

田 柄 二丁目 地内

縮 尺 600分の1

—— 特別区道および区有通路
—— 区域変更による道路

